

教職課程における教育課程論の学習・指導の在り方

木村 勝美*

Learning and Teaching Methods for Curriculum Theory in a Teacher-Training Course

by

Katsumi KIMURA*

要 旨

本稿では、教育課程論の主たる内容である教育課程の編成過程（関係法令や学習指導要領の位置づけ—生徒の実態把握—学校教育目標の設定—指導内容の決定—授業時数（単位数）の配当—年間指導計画の作成・実施）についての理解や考え方を深めるためのアクティブ・ラーニングの視点（主体的・対話的で深い学び）に立った学生参加型の授業の在り方（学習・指導方法の工夫）についてまとめた。

また、今回の学習指導要領改訂の基本理念である“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」及び改訂のキーワードである「カリキュラム・マネジメント」（教科等横断的な視点・PDCA サイクルの確立・地域等の外部資源の活用の三つの側面から提示）の方向性や具体的な指導の在り方についてまとめた。

Key Words: 教育課程の編成、学習指導要領の改訂、社会に開かれた教育課程

1. はじめに

本学において、教職課程の教職に関する科目である「教育課程・特別活動論」を担当して8年目になるため、本稿をまとめることにより、「教育課程・特別活動論」の授業の在り方を振り返るとともに、今回改訂（平成28年度中学校学習指導要領改訂、平成29年度高等学校学習指導要領改訂予定）される学習指導要領の基本的な考え方を踏まえ、今後の授業改善の方向性を

明確にしたいと考えている。「教育課程・特別活動論」は、もちろん教育課程に関する授業内容と特別活動に関する授業内容とに区分されるものである。本稿では、教育課程論における学習・指導のあり方について述べていきたいと思う。

教育課程は、学校の教育活動の基盤を成すものである。しかし、学生にとって小学校・中学校・高等学校で体験してきた学校の教育活動が適切な教育課程に基づき実施されていることは理解していない。

そこで、授業においては学生の高等学校まで

*崇城大学総合教育センター准教授

の経験と関連付けながら教育課程の概念や具体的内容についての理解を図っている。

教育課程実施上の課題としては、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、

- (1)教科等を学ぶ意義の明確化と、教科等横断的な教育課程の検討・改善に向けた課題
- (2)社会のつながりや、各学校の特色づくりに向けた課題
- (3)子供たち一人一人の豊かな学びの実現に向けた課題
- (4)学習評価や条件整備等との一体的改善・充実に向けた課題 等

が述べられており、これらの教育課程の課題に関する概要や課題解決のための方策等についても理解を深めている。

2. 教育課程の編成

教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために、関係法令及び学習指導要領に従い、教育内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数（単位数）との関連において総合的に組織した学校教育計画」である。教育課程編成の原則としては、中学校学習指導要領解説総則編には、「教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと」、「生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を十分考慮すること」と、また、高等学校学習指導要領解説総則編には、「教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと」、「生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと」、「地域や学校の実態を十分考慮すること」、「課程や学科の特色を十分考慮すること」、「生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること」と述べられており、教育課程の編成に当たっては十分配慮する必要がある。

そこで、学校教育目標を達成するための教育課程編成については、「関係法令や学習指導要

領の位置づけ」—「生徒の実態把握」—「学校教育目標の設定」—「特色ある教育活動を展開するための指導内容の決定」—「授業時数（単位数）の配当」—「年間指導計画の作成・実施」の編成過程に沿って、具体例を提示しながら学生に説明し理解を深めている。

(1)関係法令の位置づけ

教育課程論の授業において取り扱う関係法令として、主に教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則について説明し理解を深めている。

学校の教育目標設定の前提となる教育基本法の目的や目標に関しては、第一条（教育の目的）【表1】の内容を示し、教育の目的が人格の完成を目指すことを理解させるとともに、第二条（教育の目標）【表1】については、一～五の各目標が学校教育活動のどのような内容と関係するかを質疑応答の形式で、例えば、「幅広い知識と教養—各教科・科目の内容」、「豊かな情操と道徳心—道徳教育」、「勤労を重んずる態度—キャリア教育」、「環境の保全に寄与する態度—環境教育」などと具体的イメージを持たせ理解を深めている。

表1【教育基本法】

第一条（教育の目的）	
教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。	
第二条（教育の目標）	
一	幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
二	個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
三	正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

- 四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校の教育活動の主たる目的である学力の概念の把握のために、学校教育法第30条の2項【表2】及び確かな学力を図式化したもの【表3】を示しながら、学校教育で育成すべき学力の重要な三要素である「基礎的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」についての理解を深めている。学生は小学校・中学校・高等学校で各教科等の授業を通して知識・技能等の学力を身に付けてきているが、学力の定着・向上を図るための授業の在り方についての知識はほとんど無い状態なので、知識・技能を習得させるための「徹底指導の在り方（基礎的・基本的事項の精選—授業における学習内容の徹底指導—徹底指導による定着—家庭学習との連携）」【表4・5】及び思考力・判断力・表現力等を育成する「能動型学習の在り方（教材作成、能動型学習の時間・機会の設定、学習形態の工夫等）」【表4】について指導を行っている。

表2【学校教育法】

第30条の2
前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

表3【確かな学力】

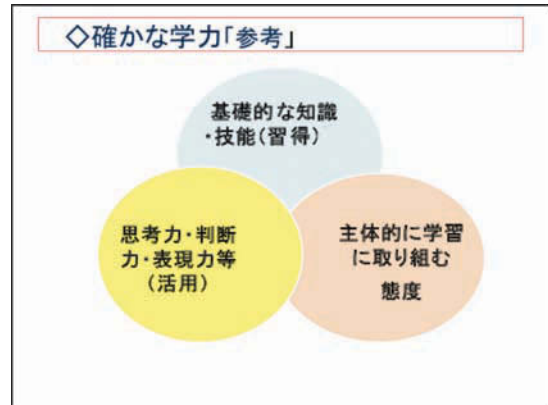


表4【徹底指導と能動型学習の在り方】

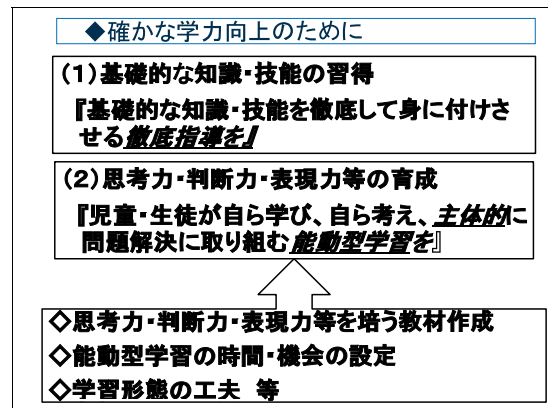


表5【徹底指導の在り方】

(1)知識・技能定着のための徹底指導
1 基礎的・基本的事項の精選
① 教科・科目の基礎的・基本的事項の洗い出し
② 学年全体を見通しての体系化(系統的整理)
③ 年間指導計画への位置づけ
↓
2 授業における学習内容の徹底指導
↓
3 徹底指導による定着
「ドリル学習、繰り返し学習、個別指導、習熟度別指導等」
↓
4 家庭学習との連携(徹底)

(2)学習指導要領の位置づけ

学習指導要領は、教育の機会均等の理念の実現を期したもので、全国的に同一水準の教育を

確保するため、学校教育法等に基づき国が定めた教育課程の基準であり、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や教育内容を定めたものである。

そこで、現行の学習指導要領についての理解を深めるため、「教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成すること」等の現行学習指導要領の基本的な方向性【表6】や学習指導要領の内容構成（中学校例：総則、各教科の目標・内容、道徳の目標・内容、総合的な学習の時間の目標・内容、特別活動の目標・内容等）について学習指導要領を活用しながら具体的に説明している。また、学習指導要領が目指す「生きる力」【表7】については、《生きる力とは具体的にはどういうことか？》と質問し、[知育]・[徳育]・[体育]のキーワードと関連付けさせながら、個々の学生に考えさせ、その理念についての定着を図っている。

学習指導要領に示されている教科の目標の把握については、本学で取得可能な高等学校教諭一種免許状（工業・情報・理科・美術）及び中学校教諭一種免許状（理科・美術）に関する教科についての目標【表8-1】を提示し、下線部（ア）～（オ）の事項について具体的な内容を学習指導要領解説を使って調べまとめることを課題【表8-2】として、レポートによる提出・発表を行わせている。

表6 【学習指導要領の基本的な方向性】

◆【現行学習指導要領の基本的な方向性】
○教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること
○知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
○道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

表7 【生きる力】

◆「生きる力」とは
○基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力 知
○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 徳
○たくましく生きるための健康や体力 など 体

表8-1 【課題提示のための関係教科の目標】
「ここでは、中学校及び高等学校の理科の課題学習内容についてのみ提示」

◆中学校理科の目標：学習指導要領
自然の事物・現象に進んでかかわり(ア)、目的意識をもって観察、実験などを行い(イ)、科学的に探究する能力の基礎と態度(ウ)を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め(エ)、科学的な見方や考え方を(オ)を養う。

表8-2 【課題学習内容】

課題学習(レポート提出) 「ア・イ・ウ・エ・オの具体的な内容を学習指導要領解説書を読みまとなさい」
1 中学校理科 (ア)自然の事物・現象に進んでかかわること (イ)目的意識をもって観察、実験などを行うこと (ウ)科学的に探究する能力の基礎と態度を育てること (エ)自然の事物・現象についての理解を深めること (オ)科学的な見方や考え方を養うこと
2 高校理科 (ア)自然の事物・現象に対する関心や探究心を高めること (イ)目的意識をもって観察、実験などを行うこと (ウ)科学的に探究する能力と態度を育てること (エ)自然の事物・現象についての理解を深めること (オ)科学的な自然観を育成すること

現行学習指導要領の改訂に伴う教育内容に関する主な改善事項【表9】については、教職を目指す学生としては認識すべき事項と考え、改

善事項《①言語活動の充実、②理数教育の充実、③伝統や文化に関する教育の充実、④道徳教育の充実、⑤体験活動の充実、⑥外国語活動の充実等》について、例えば、「・数学、理科の授業時数の増加、・観察・実験やレポートの作成等」の表現から「②理数教育の充実」を推測させるように、具体的内容から各事項の名称を考えさせる工夫を行い定着を図っている。

表9【教育内容に関する主な改善事項の一部】

◆教育内容に関する主な改善事項	
①	国語、及び各教科等において、記録、要約、説明、論述といった言語活動の充実
②	数学、理科の授業時数の増加 ・繰り返し学習(スパイラル) ・内容の系統性を踏まえた指導内容の充実 ・観察・実験やレポートの作成
③	国語:和歌、俳句、漢詩・漢文、物語、伝記等 ・音楽:唱歌、民謡、和楽器 ・体育:武道 ・美術:我が国の美術史
	① 言語活動の充実 ② 理数教育の充実
	③ 伝統や文化に関する教育の充実

(3)生徒の実態把握

学校教育の目的が個々の生徒の資質・能力の育成を目指すものであるからには、生徒の実態を的確に把握し、各学校の生徒の実態に即した教育課程の編成を行わなければならない。

生徒の実態は、地域や学校の特色に応じて異なるものであり、指導計画等の作成に当たっては、事前に生徒の実態を把握しその内容に生かしていく必要がある。

生徒の実態把握の方法については、少なくとも「学習面」・「生活面」・「健康・安全面」等から下記の①～③のように具体的に把握するとともに、生徒の実態把握に基づき学校の教育計画を構築する必要があることを認識させている。

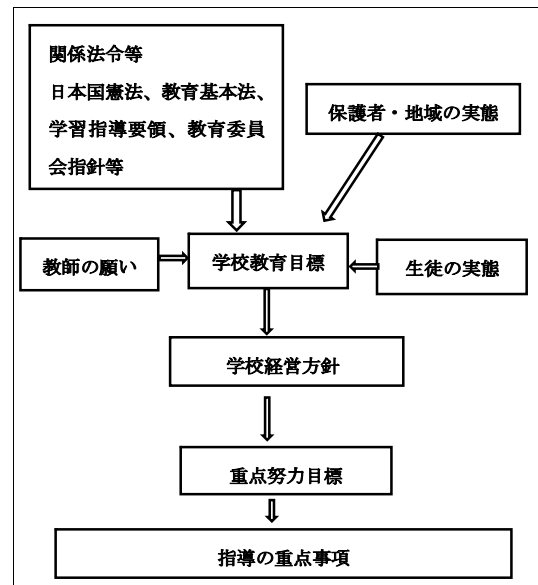
- ①学習面—『知能の状況、学力の状況、家庭学習の状況、学習意欲、通塾の状況等』
- ②生活面—『基本的生活習慣の確立の状況、問題行動の状況、規範意識の定着状況等』
- ③健康・安全面—『健康状態、体力・運動能力の状況、通学路状況等』

(4)学校教育目標の設定

- 各学校の教育目標を設定するに当たっては、
- ①法律に定められた(小・中・高)学校の目的や目標を前提とするものであること。
- ②学習指導要領に示す各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを前提とするものであること。
- ③教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- ④地域や学校の実態等に即したものであること。
- ⑤教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- ⑥評価が可能な具現性を有すること。などの要件を具備する必要がある。

このような学校教育目標の設定や目標実現の方法を理解させるために、学校現場の学校教育の全体構想図【表10】を活用しながら、学校教育目標の設定に関しては、関連法令や学習指導要領等、保護者・地域の実態、生徒の実態等との関連付けを考慮し設定する必要があること、また、その実現のためには、学校経営方針や重点努力目標、指導の重点事項を明確にする必要があることを指導している。

表10【学校教育の全体構想図(簡略化)】



(5)指導内容の決定

各教科等の指導内容については、教科・科目の内容に関しては専門学科の授業で、道徳教育

の内容に関しては道徳教育指導論で、特別活動の内容に関しては特別活動論で指導がなされているので、教育課程論では、特に、総合的な学習の時間の目標及び内容に焦点を当て理解を図っている。学生の理解を深めるため、まず、小学校・中学校・高等学校時代の総合的な学習の時間に取り組んだ学習内容を想起させるとともに、その学習を通してどのような資質・能力を育成しているのかを班別に討議・発表【表11】させ、その後総合的な学習の時間の目標及び内容【表12】を確認させる指導過程の工夫を行っている。

表11【指導過程の工夫】

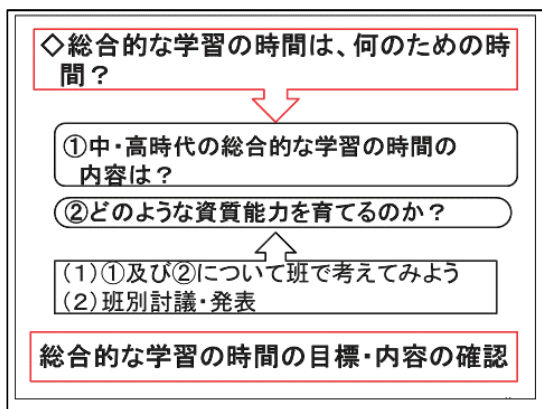


表12【総合的な学習の時間の目標の五つの要素】

◆総合的な学習の時間の目標(中学校)
第1 目標
(1)横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
(2)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題解決する資質や能力を育成すること
(3)学び方やものの考え方を身に付けること
(4)問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
(5)自己の生き方を考えることができるようにすること

◆各学校において定める目標及び内容(中学校)
1 目標 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。
2 内容 各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。
○学習課題例
(1)国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題
(2)生徒の興味・関心に基づく課題
(3)地域や学校の特色に応じた課題
(4)職業や自己の将来にかかわる課題 等

(6)授業時数や単位数の配当

①中学校の年間標準授業時数

各教科等の指導は、一定の時間内で行われるものであり、これらに対する授業時数の配当は教育課程編成上重要な要素である。各教科等の授業時数に関しては、学校教育法施行規則に定められている年間標準授業時数【表13】を示し、各学校においては、これらを踏まえ、学校や地域、生徒の実態等を考慮し授業時数を具体的に定める必要があることを理解させている。また、【表13】を活用し各教科等の年間標準授業時数から週の授業時数『()へ週時数を記入』を考えさせている。35週で割り切れない教科『第1学年の音楽・美術』に関しては、学校でどのような時間割の工夫をしているかも考えさせている。

表13【年間標準授業時数の一部】

◆中学校年間標準授業時数 →()へ週時数を！			
教科等	第1学年	第2学年	第3学年
国語	140()	140()	105()
社会	105()	105()	140()
数学	140()	105()	140()
理科	105()	140()	140()
音楽	45()	35()	35()
美術	45()	35()	35()
国語：140(4)、140(4)、105(3)			

②高等学校標準単位数

高等学校については、「各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数」【表14】を示しながら、各学校においては、【表14】を踏まえ、生徒に履修させる各教科等や単位数について適切に定めていることを理解させている。

また、各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間については、学習指導要領を参考に「各学科に共通する必修教科・科目等」【表15】を作成し、どの教科・科目が必修であるかを認識させている。

表14 【各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数】

教科等	科目	単位数	教科等	科目	単位数
国語	国語総合	4	保健体育	体育 保健	7~8 2
	国語表現	3			
	現代文A	2			
	現代文B	4			
	古典A	2			
古典B	4				
地理歴史	世界史A	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	世界史B	4		音楽Ⅱ	2
	世界史A	2		音楽Ⅲ	2
	日本史A	2		美術Ⅰ	2
	日本史B	4		美術Ⅱ	2
	地理A	2		美術Ⅲ	2
地理B	4	工芸Ⅰ		2	
公民	現代社会	2		工芸Ⅱ	2
	倫理	2		工芸Ⅲ	2
	政治・経済	2		書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	2・2・2

教科等	科目	単位数	教科等	科目	単位数
数学	数学Ⅰ	3	外国語	コミュニケーション	
	数学Ⅱ	4		英語基礎	2
	数学Ⅲ	5		コ－英語Ⅰ	3
	数学A	2		コ－英語Ⅱ	4
	数学B	2		コ－英語Ⅲ	4
理科	数学活用	2	英語表現Ⅰ	2	
	科学と人間	2	英語表現Ⅱ	4	
	物理基礎	2	英語会話	2	
	物理	4	家庭	家庭基礎	2
	化学基礎	2		家庭総合	4
	化学	4		生活デザイン	4
	生物基礎	2	情報	社会と情報	2
	生物	4		情報の科学	2
	地学基礎	2	総合的な学習		3~6
	地学	4			
理科課題研究	1				

表15 【各学科に共通する必修教科・科目等】

◆(高校)各学科に共通する各教科・科目及び総合	
①すべての生徒に履修させる教科・科目	
教科	必修教科・科目
国語	国語総合
地理歴史	・世界史A及び世界史Bから1科目、 ・日本史A、日本史B、地理A、地理Bから1科目
公民	現代社会又は「倫理」・「政治・経済」
数学	数学Ⅰ
理科	・科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎、 地学基礎から2科目(1科目は科学と人間生活) ・又は物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎から3科目

教科	科目
保健体育	体育及び保健
芸術	音楽Ⅰ、美術Ⅰ、工芸Ⅰ、書道Ⅰから1科目
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ
家庭	家庭基礎、家庭総合、生活デザインから1科目
情報	「社会と情報」及び「情報の科学」から1科目
総合的な学習の時間は、すべての生徒が履修	

(7)年間指導計画の作成・実施

指導計画は、各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれについて、学年ごとあるいは学級などごとに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画である。学校教育目標はこれらすべての教育活動の成果が統合されてはじめて達成されるものである。

そこで、学校現場で作成されている、『①学習の目標・評価の観点・月別の学習内容を網羅した科目(生物基礎)に関する年間指導計画【表16】』、『②主題名・ねらい・資料の特質等を記した道徳教育の年間指導計画【表17】』、『③環境問題に係るテーマ学習を中心にした総合的な学習の時間の年間指導計画【表18】』及び『④月別の学級活動の内容・指導援助の内容を記した特別活動(学級活動)の年間指導計画【表19】』を使って、各教科等の年間指導計画がどのような内容で、どのような形式で作成さ

れるのかを具体的に説明し、年間指導計画に沿って継続的・計画的に教育活動を行うことの必要性を理解させている。

表16 【①科目（生物基礎）年間指導計画】

平成〇年度 「生物基礎」シラバス	
①	学習の目標
	1 生物は多様でありながら共通性を持っていることを理解する 2 生命活動に必要なエネルギーと代謝について理解する 等
②	評価の観点
	関心・意欲 態度 生物や生物現象について関心をもち、意欲的に探究しようとする。等
	思考・判断・表現 事象を科学的に考察し導き出した考えを的確に表現している。等
	以下略（技能、知識・理解）
③	評価方法
	シラバスに記載した評価の観点に即して総合的に判断する
④	年間指導計画
月	学習内容 学習のねらい・目標
4	第1章 生物の多様性と共通性 生物は多様でありながら共通性を持っていることを理解する
5	第2章 生命活動とエネルギー 生命活動に必要なエネルギーと代謝について理解する
	以下省略

表17 【②道徳教育年間指導計画】

平成〇年度第〇学年 道徳年間指導計画			
月	【主題名】 資料名、内容項目	ねらい	資料の特質等
4月	【心と形】 おはよう「礼儀・適切な言葉」	社会生活における挨拶の持つ意義を理解し、時と場所に応じた挨拶をしようとする態度を育てる	生活随想、知見資料 心のノート

	【日本のよさ】 海棠と菜の花 「愛国心」	生まれ育った土地や国のよさに気づき考え、国を愛するとともに、その伝統や文化を大切にしていこうとする態度を育てる	感動資料、生活文、心のノート
5月	省略	省略	省略

表18 【③総合的な学習の時間の年間指導計画】

学期	環境教育	備考
1	1 地域の川と環境問題 (1) 水質汚染とは何か (2) 地域の川を調査してみよう (3) 調査の検証・整理 (4) 今後の自己生活の改善 (5) 全体発表	校外 班別 レポ PP
2	2 生活ゴミと環境問題 (1) 生活ゴミ問題 (2) ゴミの収集・処理方法の調査 (3) ペットボトルのリサイクル過程の調査 (4) 調査のまとめ (5) 自己の生活の見直し (6) 全体発表	施設 調査 レポ PP
3	3 環境問題への取組 (1) 班別テーマ設定（緑化、省エネ、温暖化、大気汚染等） (2) 班別調査・研究への取組 (3) 調査・研究結果のまとめ (4) プレゼンテーション準備 (5) 各班別（テーマ別）発表	班別 調査 レポ PP

表19【④特別活動—学級活動年間指導計画】

◆第○学年 学級活動年間指導計画		
月	活動の内容	指導・援助の内容及び留意点
4月	○中学生活の 出発(3) ○私たちの学級	・自己紹介をさせ、協力し合える学級 にするための共通の認識を持たせる
5月	○中学校の学 習と将来の生き 方	・学習習慣の定着や自主的学習 態度の育成を図る
6月	○性教育 「思春期の心」	・自我の目覚め、異性への関心 など思春期の心の特徴を理解さ せ……
7月	○1学期の反省	・個人の反省と学級の反省……

3. 学習指導要領改訂の方向性と取組み内容

平成28年12月21日に中央教育審議会から、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」の答申が出され、平成29年3月に幼稚園教育要領及び小学校・中学校の学習指導要領の改訂がなされ、平成30年3月に高等学校及び特別支援学校の学習指導要領が改訂されることになっている。

今回の改訂の基本的な考え方としては、

- ①教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実にすることを旨とする。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ②知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

が記されている。

このような改訂の基本な考え方を踏まえ、現

行の学習指導要領の内容とともに、新学習指導要領の方向性を学生に理解させる必要がある。

(1)社会に開かれた教育課程の理念

特に、今回の学習指導要領の基本的理念となる「社会に開かれた教育課程」については、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく」と述べている。

この「社会に開かれた教育課程」についての具体的な理解を図るため、まず、「社会に開かれた教育課程」の実現に係る重要事項【表20】について説明し、その後「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校ではどのような取組をすべきかを課題として出し、学生の経験や発想に基づきレポートとしてまとめさせ、意見発表を行わせた。

社会に開かれた教育課程への学生の意見(レポートの内容)【表21】としては、大きく『社会に開かれた教育課程に対しての基本的な考え』と『実現のための具体的方策』に分けられる。

基本的な考え方としては、「学校が地域の一部であることを教員が認識する必要があること。」や「生徒にも地域の一員であることを認識させる必要があること。」「大切なことは、学校での授業が社会に出て、何に役立つかを授業の中で教師が伝えていくことである。」など、社会に開かれた教育課程の本質に迫る意見が見られた。また、「具体的方策」としては、「地域の人々の講話を聞く機会や地域の伝統文化に触れる郷土学習を取り入れる。」や「専門科目に関する知識・技能を持つ専門家を招聘し実際の技術やこつを指導してもらう。」等の学生の経験に基づく意見が多かった。さらに、「学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い学校運営に意見を反映させるコミュニティ・ス

クール」の設置の提言など調査・研究に基づく今後の方向性を示唆する意見も見られた。

表20 【「社会に開かれた教育課程」の実現に係る重要事項】

<p>これからの教育課程の理念</p>
<p>社会に開かれた教育課程の実現</p>
<p>これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく、「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている</p>
<p>社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力の明確化と育成</p>
<p>よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、その目標を社会と共有していく</p>
<p>地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図り、学校教育を学校内に閉じずに、目指すところを社会と共有・連携し実現</p>

表21 【社会に開かれた教育課程への学生の意見】

<p>(1) 社会に開かれた教育課程についての考え</p> <p>○社会に開かれた教育課程を実現するために、教師が地域の人々と交流を深め協力してもらう関係を築き上げていくことが大切である。</p> <p>○学校は地域の一部であることを認識し、地域との交流を深めることがまず第1である。</p> <p>○児童生徒にも地域の一員であるということを認識させることが重要である。</p> <p>○大切なことは、学校での授業が社会に出て、何に役立つかを授業の中で教師が伝えていくことである。</p>
<p>(2) 具体的方策</p> <p>①学校体制</p> <p>○学校の教育方針や行事・教育活動をホームページ等を通して発信していく。</p> <p>○学校の教育方針を決める会議に地域の人々も参加してもらい、地域全体でよりよい学校教育を目指す。</p> <p>○第1に考えられることは、コミュニティ・スクールの設置である。コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え合う「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのことである。</p> <p>○PTAや地域の人々が学校の様子を参観できる自由参観日を設定する。</p>

②授業等の工夫

- 現在世界中で起きている問題に対して興味を持ち、さらに自分の考えをしっかりと持てるような学習をさせる必要があると思う。
- 国際交流を小学校から積極的に進めることを提案する。小さい頃から世界に目を向けさせることが大切だと思う。
- 専門科目に関する知識・技能を持つ人材を招聘し実際の技術やこつを指導してもらう。
- 社会や理科の授業で、その地域の歴史や特産物、地層や環境について学習する機会を設け、生徒に勉強と地域社会とのつながりについて考えさせる。
- 地域の人々の講話を聞く機会や地域の伝統文化に触れる郷土学習を取り入れる。
- 熊本城の歴史や環境汚染問題など地域の特徴を活かした授業を行う。
- 校外学習を通して、地域の歴史・文化施設や商店街等を訪れ地域を知ることが必要である。
- 総合的な学習の時間で地域の歴史や文化に触れさせる体験型の学習を行う。

学生のレポート発表後、社会に開かれた教育課程の具体的な在り方について下記の①～③の具体的な学習活動例を取り上げ説明し、今後、生徒に「社会に出る力（社会の変化に向き合い適切に対応する力）」の基盤となる「自然観・社会観・世界観・人間観」等を育成していくことの必要性を指導した。

〔具体的な学習活動〕

- ①「社会や世界へ各教科等を通して向き合わせる学習活動例」【表22】

各教科等の学習内容に社会や世界の現在の課題を関連付け探究させる等の学習を計画的に行う。例えば、理科の学習において国際的な課題である地球温暖化について科学的な視点から解決の方向性を探究する学習等を行うことなど。

- ②「地域社会との連携・協働による地域人材・物的資源を活用した学習活動の例」【表23】

各教科等の学習内容に即した専門家や博物館や美術館等の施設を活用し、生徒に本物から学ばせる、本物に触れさせる学習を行うことなど。

③「総合的な学習の時間を通しての地域社会の問題や国際社会の問題に取り組む実践的活動の例」【表24】

総合的な学習の時間を活用し、街づくりや環境問題などの地域社会等の課題に地域住民と連携・協働し解決を目指す学習を行うことにより、将来、社会や世界をよりよく変えていこうとする社会的意識や積極性の涵養を図るなど。という内容について学生のレポート発表内容と関連付けながら指導を行った。

特に、学生の意見にあった「コミュニティ・スクールの設置」【表25】に関しては、コミュニティ・スクールの中心となる学校運営協議会は、学校と保護者や地域住民が学校教育目標を共有し、連携・協働してその実現に当たる「地方教育行政及び組織運営に関する法律」に定められた協議会であること。コミュニティ・スクールの設置に関しては文部科学省も全国のすべての公立学校に設置を促しているところであり、社会に開かれた教育課程の実現のためには各学校が設置に積極的に今後取り組む必要があることを指導した。

表23【地域社会との連携・協働の例】

◆「地域」社会から学ぶ：地域社会との連携・協働	
①	各教科等において、地域人材・物的資源を活用した学習活動を工夫する
ア	地域人材の活用→ ワークショップ ・農業・林業・水産業・工業・商業関係者 ・専門家
イ	地域の施設等の活用→ 本物に触れる ・社会—図書館、企業、県庁、神社・仏閣等の文化財、歴史的遺跡等の公共施設等 ・理科—博物館、動物園、水族館等 ・美術—美術館、博物館 等

表24【総合的な学習の時間の活用の例】

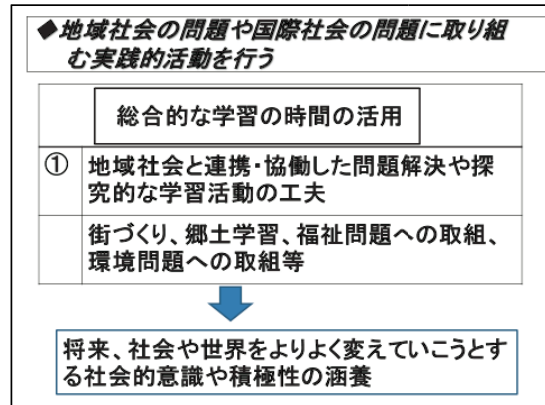
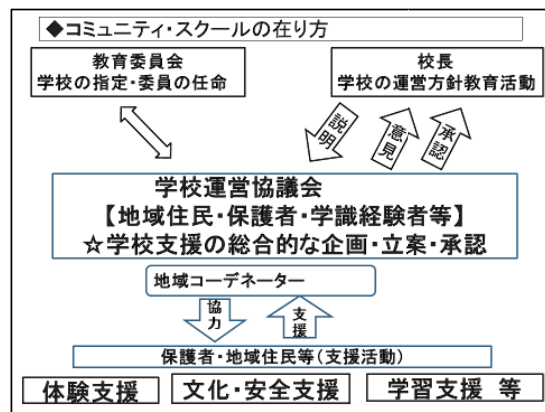


表22【各教科等を通して社会等に向き合わせる学習活動例】

◆社会や世界へ各教科等を通して向き合わせる	
各教科等の学習内容へ「現在の社会事象(現代的課題)」を関連付け計画的な指導を行う	
①社会	環境問題、エネルギー問題、人口減少
②理科	地球温暖化、地震と災害
③技術情報家庭	情報化社会、食糧問題、少子高齢化問題
④特活	防災
自然観・社会観・世界観・人間観等を育成する	

表25【コミュニティ・スクールの設置】



(2)カリキュラム・マネジメントの考え方

カリキュラム・マネジメントの重要性については、教育課程企画特別部会の論点整理において、「教育課程の編成主体である各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する

教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくかという『カリキュラム・マネジメント』の確立が求められている。」と記されており、今回の学習指導要領改訂のキーワードは「アクティブ・ラーニング」と「カリキュラム・マネジメント」と言われている。

今回の学習指導要領の改訂に当たっては、カリキュラム・マネジメントの捉え方を、①教科等横断的な視点での教育内容の組織的配列、②P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）サイクルの確立、③地域等の外部資源の活用の三つの側面【表26】から示してある。三つの側面に関する記述から具体的イメージを描くのが困難と考え、大学の授業や教員免許状更新講習において、

①教科等横断的な視点での教育内容の組織的配列に関しては、環境教育を例に、学校教育目標を達成するために関連教科等で環境教育に関する教育内容を教科等横断的視点で位置づけた構想図【表27】を提示するとともに、教科並列的カリキュラムと比較しながら教科等横断的なカリキュラムの特徴である

- ア 「複数の教科・領域で繰り返し活用したり関連付けたりすることで学びが深まる。」
- イ 「特定知識が他の教科で活用できるということを生徒が実感できる。」
- ウ 「社会の課題に対応した複合的な知識が身につけられる。」
- エ 「学校の教育課程全体で子供を育てる意識が明確になる。」等

を指導し、教科等横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組みを通じて教科等の学習・指導法の工夫や学年を越えた組織運営の改善を図っていくことの重要性を指導している。

② PDCA サイクルの確立に関しては、グランドデザイン（全体構想）—計画（PLAN）—実施（DO）—評価（CHECK）—改善（ACTION）の流れとともに具体的内容（学校教育目標の設定→学校経営計画の作成→教育課程の実施→教育課程等の評価→教育課程等改善策の作成・実

施）等のカリキュラム・マネジメントの手順例【表28】を示し理解の充実を図っている。

③地域等の外部資源の活用に関しては、先に提示した【表23：地域社会との連携・協働の例】を利用し指導を行っている。

表26【カリキュラム・マネジメントの三つの側面】

◆カリキュラム・マネジメントの三つの側面	
I	各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた 教科等横断的な視点 で、その目標の達成に必要な教育の内容を 組織的に配列 していくこと
II	教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCAサイクル を確立すること
III	教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、 地域等の外部の資源も含めて活用 しながら効果的に組み合わせること

表27【教科等横断的な視点での教育内容の配列の例】

◆教育内容の構想図(イメージ図)		
教科等年間指導計画	学校教育目標 【地域の自然環境を守る資質・能力・態度の育成】	教科等年間指導計画
国語	環境作文、環境問題・郷土学習	社会
数学	自然環境・地球温暖化	理科
音楽	環境ポスター	美術
技術	自然愛護	道徳
家庭	郷土料理、節電・節水・ゴミ分別	特活(HR・生徒会)
体育	地域環境保全学習	総合的な学習

表28【カリキュラム・マネジメントの手順例】

◆カリキュラム・マネジメントの手順例	
(1)	グランドデザイン「全体的構想」 ①学校教育目標・重点目標の設定 ②重点目標達成のための 具体的な取組
○教育界の動向、保護者等の願い、生徒の実態等	
(2)	計画(PLAN) ①学校経営計画の作成(重点目標達成計画等) ② 教育課程の編成
A 教科等横断的視点での教育内容の組織的配列 B 地域との連携・協働 C 「AL」の視点での学習・指導法の工夫 等	

表28【カリキュラム・マネジメントの手順例】

(3) 実施(DO)	
	①教育課程の実施
	②重点目標達成のための具体的な取組の実施
(4) 評価(CHECK)	
	①学校評価(教育課程評価を含む)
	②重点目標達成のための具体的な取組の評価
(5) 改善(ACTION)	
	①教育課程改善策の作成・実施
	②重点目標へ取組の改善

4. 教職課程における教育課程論の今後の方向性

学習指導要領の改訂に伴い、学習指導要領の枠組みが次の6点にわたって改善されるため、教育課程論の授業の計画・内容を改善する必要がある。

- (1)「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- (2)「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と教科等間・学校段階のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- (3)「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- (4)「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- (5)「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- (6)「実施するために何が必要か」(学習指導要領の理念を実現するために必要な方策)

また、平成31年度から実施される新教職課程において、教職課程を編成する際には、文部科学省が提示した「全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す教職課程コアカリキュラム」を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意することが求められている。

教育課程論に関しては、下記の事項が教職課程カリキュラムとして設定されているので、平成31年度からの本学のシラバスに位置づけると

ともに、授業内容の改善を図る必要がある。

『教育課程論に関するコアカリキュラム』

(1)教育課程の意義

一般目標：

学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標：

- ①学習指導要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。
- ②学習指導要領の改訂の変遷及び主な改定内容並びにその社会的背景を理解している。
- ③教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

(2)教育課程の編成の方法

一般目標：

教育課程編成の基本原則及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

到達目標：

- ①教育課程編成の基本原則を理解している。
- ②教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。
- ③単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

(3)カリキュラム・マネジメント

一般目標：

教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

到達目標：

- ①学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。
- ②カリキュラム評価の基本的な考え方を理解している。

5. おわりに

教育課程論に関しては、教育基本法や学校教育法等の教育関連法や学習指導要領を取り扱う授業内容からどうしても教師主導の知識注入型

授業になりがちであるため、学生が主体的に活動する場や機会が少なくなり、授業への関心・意欲が高まらない状況がみられる。そこで、「総合的な学習の時間の目標・内容」や「社会に開かれた教育課程の実現」の授業においては、学生の主体的学習活動を展開するため、学生同士の討議等を取り入れたグループ活動を工夫し、思考したり、判断したり、表現したりする機会や場を設けた。その成果として学生の多様な考え方を導き出すことができた。しかし、まだ学生参加型の授業は不十分であり、今後、アクティブ・ラーニングの視点（主体的・対話的で深い学び）に立って学習・指導方法を改善していく必要性を一層認識したところである。また、授業対象の学生が中学校教諭免許状取得希望者及び高等学校教諭免許状取得希望者、学科も工業系、情報系、理科系、芸術系の学生と広範囲にわたっているため、内容がどうしても広く浅くなる傾向がある。今後授業時数の増加や内容の重点化・焦点化を勘案し指導内容の充実を一層図る必要があると考えている。

さらに、文部科学省や県教育委員会の教育改革の方向性や中学校・高等学校の学習指導要領改訂の内容を把握したり、学校教育現場と連携しながら各教科・科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動のあり方についての情報収集を行うとともに、年間指導計画等の資料の収集へも取り組み、学校教育現場に対応した視点から大学の授業内容の改善を図る必要があると考えている。

- 9) 宇土市網田中学校年間指導計画（H21）
- 10) 熊本県立第二高等学校年間指導計画
- 11) 教職課程認定申請の手引き（文部科学省）

参考文献

- 1) 中学校学習指導要領
- 2) 高等学校学習指導要領
- 3) 中学校学習指導要領解説総則編
- 4) 高等学校学習指導要領解説総則編
- 5) 新中学校学習指導要領
- 6) 新中学校学習指導要領解説総則編
- 7) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 8) 熊本県教育関係法規